

平成20年12月24日

審査事務規程に基づく理事長が指定する自動車について

審査事務規程4-42-2-1並びに5-42-2の規定に基づき、理事長が指定する自動車として次のとおり指定したのでお知らせします。

1. 指定した自動車の車名及び型式

トヨタ CBA-TRH214W	トヨタ CBA-TRH219W
トヨタ CBF-TRH223B	トヨタ CBF-TRH228B
トヨタ KR-KDH222B	トヨタ KR-KDH227B
トヨタ ADF-KDH223B	

2. 指定に際しての制限事項

この指定の対象とする自動車は、平成21年3月31日までに、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項並びに同法第71条第4項の規定により自動車検査証の交付を受けた自動車に限る。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人 業務部業務課 清水・千葉

電話 03-5363-3441 (代表)